

一般社団法人青森県スケート連盟 規則

第1章 総則

第1条 (目的)

定款第29条(6)に基づき当法人の組織運営に関する規則を規定する。

第2章 役員の任期と定年

(任期)

- 第2条 1. 役員任期は、2ヶ年とする。但し再任を妨げない。
2. 会長、副会長、専務理事は最長3期までとし、その後同じ役職に就くことはできない。
(但し、令和8年度からとする。また、令和5年度から7年度までの任期を1期として含む)

(定年)

- 第3条 1. 理事・監事の定年は70歳とする。
(但し、令和8年度からとする。また、任期中に70歳を迎えた場合はその任期の最終日までとする)
2. 名誉会長、顧問、参与の定年は80歳とする。
(但し、令和8年度からとする)

第3章 各委員会

第4条 定款第36条に基づき当法人に次の委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 強化委員会
3. スピード委員会
4. フィギュア委員会

- 第5条 1. 各委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。
2. 各委員会内の各部に、部長1名、副部長若干名を置く。

第6条 各委員会は、下記の業務を行う。

1. 総務委員会
 - (1)庶務、会計全般
 - (2)関係団体との連絡、調整、申請、報告等
日本スケート連盟、県・市、県スポーツ協会
県高体連専門部、県中体連専門部
その他諸団体
 - (3)日本スケート連盟主催競技会の事務局担当
 - (4)理事会・社員総会の資料、議事録作成
 - (5)会員・選手の登録事務
 - (5)競技会に関する事務
 - (6)県負担金・補助金に関する事務
 - (7)県スポーツ賞等該当者の報告(県スポ協)
 - (8)国スポ関係の事務(参加申込、補助金申請、事業報告他)
 - (9)備品等の管理
 - (10)ホームページ管理
 - (11)その他必要な業務
2. 強化委員会
 - (1)総務
・強化に関する事務
・県スポ協・県からの強化補助金の会計

- (2)スピード
 - ・強化計画立案・実施・評価
 - ・強化申請書・報告書作成提出
 - ・国スポ選手・監督の選考
- (3)ショート
 - ・強化計画立案・実施・評価
 - ・強化申請書・報告書作成提出
 - ・東北大会、国スポ選手・監督の選考
- (4)フィギュア
 - ・強化計画立案・実施・評価
 - ・強化申請書・報告書作成提出
 - ・国スポ選手・監督の選考
- 3. スピード委員会
 - (1)総務部
 - ・プログラム作成
 - ・参加料の徴収・日当支払い等
 - ・リンクとの連絡・調整
 - ・リンク使用届け記入提出
 - ・賞状・カップ等準備
 - ・大会の記録保存・管理
 - (2)競技部
 - ・競技会要項作成、参加申し込み受付
 - ・競技用具点検、補充計画作成
 - ・競技運営全般
 - ・プログラム編成、競技日程の作成
 - ・チームインフォメーションの作成・告知
 - ・代表者会議の運営
 - ・競技役員配置計画
 - (3)普及部
 - ・底辺拡大計画立案・実施
 - ・交歓会の計画立案
 - ・ゴールドスプリント・小学生大会の計画
 - ・スラップスケート管理
 - (4)バッジテスト部
 - ・計画立案・実施・プログラム作成
 - ・申請の受付・バッジの発行
 - ・日ス連に報告
- (4) フィギュア委員会
 - (1)総務部
 - ・プログラム作成
 - ・参加料の徴収・日当支払い等
 - ・賞状・カップ等準備
 - ・リンクとの連絡・調整
 - ・リンク使用届け記入提出
 - (2)競技部
 - ・競技会要項作成、参加申し込み受付
 - ・競技用具点検、補充計画作成
 - ・競技運営全般
 - ・プログラム編成・競技日程作成
 - ・競技役員配置計画
 - (3)普及部
 - ・底辺拡大計画立案・実施
 - ・リンクとの連絡調整
 - (4)バッジテスト部
 - ・計画立案・実施・プログラム作成
 - ・申請の受付・バッジの発行
 - ・日ス連に報告

第7条 各委員会は必要に応じて各専門委員長が招集して議長となる。

第8条 各委員会はその開催のつど、専務理事を通じて会議の内容を会長に報告しなければならない。

第4章 会 計

第9条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

- | | | |
|----------------|---------|-----------|
| ① 会費(会員本連盟登録料) | ② 賛助会費 | ③ 寄付金・協賛金 |
| ④ 補助金 | ⑤ 大会参加料 | ⑥ 大会運営委託費 |
| ⑦ その他 | | |

第10条 会費は理事会で決定する。

第11条 当法人の事業を執行するのに必要な経費については別途定める。

第12条 当法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

但し、年度内の事業に起因する収支については3月31日を超える場合も含める。

第5章 その他

第13条 当法人の事業遂行のために、次の規定を定める。

1. 表彰規定
2. 弔意規定
3. 会計規定

附 則

この規則は令和6年5月より施行する。

表 彰 規 定

第1条 規定の趣旨

この規定は、当法人の振興発展に貢献した者を功労者として表彰することについて定める。

第2条 表彰の基準

表彰は、青森県のスピードスケート及びフィギュアスケートの普及振興に貢献した者で、次の各号に該当する者とする。
但し、これまでに本連盟の功労者表彰を受けた者を除く。

- (1) 多年にわたり会員として、本連盟の発展に寄与し、その功績が顕著であると認められる者。
- (2) 多年にわたり指導者として、スケートの普及発展に寄与し、その実績が他の模範となる者。
- (3) 多年にわたり本連盟の事業に協賛し、その功績が顕著な個人または団体。
- (4) 上記(1)(2)については、表彰年度の4月現在、当法人に正会員として10年以上登録し65歳以上の者とする。
(但し、登録期間については、任意団体の青森県スケート連盟のものも加えるものとする)

第3条 推薦の方法

個人及び団体について事務局で内容を精査した上で理事会にはかって決定する。

第4条 表彰の方法

表彰は表彰状及び記念品(額)の授与をもって行う。

第5条 表彰の時期

- (1) 個人の表彰は、社員総会で行う。
- (2) 団体及び協賛企業については、周年行事で行う。

第6条 この規定に定めるもののほか、必要に応じて別に定め、事情に応じて理事会にはかって決定する。

附 則

この規定は令和6年5月より施行する。

弔慰規定

第1条 この規定は、当法人の正会員とその家族への弔慰金の贈与について定める。

第2条 この規定で定める正会員の家族の範囲は次の通りとする。

- (1) 配偶者 (2) 父母(実父母、養父母)

第3条 この規定による経費は、当法人管理費(交際費)から支出する。

第4条 規約第1条にかかげる者が死亡したときは、下表により弔慰を表す。

摘要	香典
正会員	5,000円
配偶者・父母	3,000円

第5条 上記以外の件については、役員で協議して決定する。

附 則

この規定は令和6年5月より施行する。

会計規定

第1条 会計は管理費および事業費とする。

第2条 管理費に係る経費は次の通り定める。

(1) 人件費

※法人運営事務に係る作業に従事する者への報酬。金額は別途定める。

(2) 登録料(日本スケート連盟への会員、選手、審判員登録料)

(3) 負担金(県スポ協、日ス連)

(4) 会議費

(5) 通信運搬費

(6) 事務費

(7) 消耗品費(事務費に分類されない消耗品)

(8) 諸謝金

(9) 旅費交通費

※関係団体主催の諸会議に出席する者の旅費については別途会計細則で定める。

(10) 表彰費

(11) 交際費

(12) 租税公課

(13) 雑費

※(1)から(12)に分類されない支出

第3条 事業費に係る経費は次の通り定める。

1. 一般事業

(1) 競技会運営にかかわる経費

① 競技役員・運営係員に係る日当については別途定める。

② 競技会運営に係る作業に従事する者への謝金は別途定める。

(2) 会員の研修に係る経費

① 指導者研修

② 審判研修

(3) 県外競技会派遣に係る経費

① 国民スポーツ大会全国予選会(フィギュア)

② 東北大会

③ その他の県外大会

(4) スラップスケート管理に係る経費

(5) その他連盟の事業遂行に係る経費

2. 補助事業

(1) 強化事業遂行に係る経費

① 選手強化事業

② コーチスキルアップ事業

③ 選手等活動支援事業

(2) 国民スポーツ大会派遣に係る経費

(3) 日本スケート連盟主催等競技会運営に係る経費

3. 委託事業

(1) スケート教室に係る経費

(2) 学校体育指導に係る経費

(3) その他の委託事業に係る経費

第4条 上記以外の件に係る支出については、役員で協議して決定する。

附 則

この規定は令和6年5月より施行する。